

○活水女子大学における研究者の行動規範

(平成 27 年 3 月 16 日 常任理事会承認)

活水女子大学（以下「本学」という。）は、「建学の精神」であるキリスト教に基づく教育方針及び大学の理念に沿い、学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者（研究に関わる学生を含む）及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、また本学の研究活動における経費が、学生納付金、または公的な資金や、その他の外部資金によって支えられていることを踏まえ、経費の申請、使用、報告にあたり、経費の目的を尊重し、関係する法令、通知および本学の諸規則などを遵守しなければならない。
2. 研究者は、研究成果の発表において、ねつ造、改ざん、盗用等を行ってはならない。また公的研究費の使用において、不正使用を行ってはならない。各種出願において虚偽を行ってはならない。また、研究活動における利益相反の発生に十分な注意を払い、相反が発生する場合には情報を開示し、適切な管理を行わねばならない。
3. 研究者は、研究活動にあたって、関係する個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
4. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。また研究活動において装置、機器、薬品、材料などを用いるときは、関係する法令、本学の諸規則、学会等の指針を遵守し、環境、安全へ配慮しなければならない。
5. 研究者等は、研究計画に基づき、研究及び研究費の計画的かつ適正な遂行、使用に努めなければならない。また、研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り協力して研究上の不正行為及び公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 本学における公的研究費等とは、文部科学省等国の機関及びその所管する独立行政法人等から交付される競争的研究資金及び公募型の研究資金等その他受託研究費、共同研究費等、研究活動のための公的資金をいう。